

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（随時監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するもののうち、必要があると認めるときに行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局、教育庁及び警察本部の38機関

(2) 監査対象期間：令和3年5月1日～令和3年12月22日

4 監査の着眼点

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに、財務事務の管理は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

会計年度任用職員等の給与：任用された本人への面談等による任用事実の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和3年11月2日～令和3年12月22日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
総務部	総務事務厚生課	令和3年5月1日から 令和3年11月2日まで	令和3年11月2日
域企画 振興・ 部地	交通政策課	令和3年5月1日から 令和3年11月9日まで	令和3年11月9日
県人 民生 活部・ 生活	社会活動推進課	令和3年5月1日から 令和3年11月4日まで	令和3年11月4日
	生活安全課	令和3年5月1日から 令和3年11月16日まで	令和3年11月16日
	私学振興・青少年育成局 青少年育成課	令和3年6月1日から 令和3年12月16日まで	令和3年12月16日
	スポーツ局スポーツ企画課	令和3年6月1日から 令和3年12月21日まで	令和3年12月21日
	スポーツ局スポーツ振興課	令和3年6月1日から 令和3年12月21日まで	令和3年12月21日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
保健医療介護部	医療指導課	令和3年5月1日から 令和3年11月5日まで	令和3年11月5日
	高齢者地域包括ケア推進課	令和3年5月1日から 令和3年11月10日まで	令和3年11月10日
	介護保険課	令和3年5月1日から 令和3年11月17日まで	令和3年11月17日
福祉労働部	福祉総務課	令和3年5月1日から 令和3年11月9日まで	令和3年11月9日
	労働局職業能力開発課	令和3年6月1日から 令和3年12月17日まで	令和3年12月17日
	福岡学園	令和3年6月1日から 令和3年12月14日まで	令和3年12月14日
	小竹高等技術専門学校	令和3年5月1日から 令和3年11月26日まで	令和3年11月26日
環境部	環境政策課	令和3年6月1日から 令和3年12月22日まで	令和3年12月22日
商工部	中小企業振興課	令和3年5月1日から 令和3年11月10日まで	令和3年11月10日
	工業保安課	令和3年6月1日から 令和3年12月16日まで	令和3年12月16日
農林水産部	農林水産政策課	令和3年5月1日から 令和3年11月5日まで	令和3年11月5日
	園芸振興課	令和3年5月1日から 令和3年11月11日まで	令和3年11月11日
	農林業総合試験場 資源活用研究センター	令和3年5月1日から 令和3年11月25日まで	令和3年11月25日
	筑後川水系農地開発事務所	令和3年5月1日から 令和3年11月30日まで	令和3年11月30日
県土整備部	河川整備課	令和3年5月1日から 令和3年11月18日まで	令和3年11月18日
	水資源対策課	令和3年5月1日から 令和3年11月11日まで	令和3年11月11日
	直方県土整備事務所	令和3年6月1日から 令和3年12月20日まで	令和3年12月20日
	飯塚県土整備事務所	令和3年6月1日から 令和3年12月10日まで	令和3年12月10日
建築都市部	都市計画課	令和3年5月1日から 令和3年11月18日まで	令和3年11月18日
	建築指導課	令和3年5月1日から 令和3年11月16日まで	令和3年11月16日
	住宅計画課	令和3年6月1日から 令和3年12月17日まで	令和3年12月17日
	県営住宅課	令和3年5月1日から 令和3年11月17日まで	令和3年11月17日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
教育庁	高校教育課	令和3年6月1日から 令和3年12月15日まで	令和3年12月15日
	人権・同和教育課	令和3年6月1日から 令和3年12月15日まで	令和3年12月15日
警察本部	被害者支援・相談課	令和3年6月1日から 令和3年12月6日まで	令和3年12月6日
	会計課	令和3年6月1日から 令和3年12月8日まで	令和3年12月6日 ~ 令和3年12月8日
	警務課	令和3年6月1日から 令和3年12月6日まで	令和3年12月6日
	生活保安課	令和3年6月1日から 令和3年12月7日まで	令和3年12月7日
	暴力団犯罪捜査課	令和3年6月1日から 令和3年12月7日まで	令和3年12月7日
	交通企画課	令和3年6月1日から 令和3年12月8日まで	令和3年12月8日
	公安第三課	令和3年6月1日から 令和3年12月8日まで	令和3年12月8日

(2) 主な調査項目

- ア 時間外勤務手当
- イ 会計年度任用職員等の給与
- ウ 旅費
- エ 交際費
- オ 食糧費
- カ その他需用費
- キ タクシー借上料
- ク 会場借上料
- ケ 備品購入費
- コ 財務事務の管理

第2 監査の結果

第1のとおりに監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
県営住宅課	支出	1	時間外勤務手当について、時間外勤務の事前命令・事後確認が適正に行われておらず、支給過大となっていた。
計			1件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
保健医療介護部	支出	1	時間外勤務手当について、時間外勤務の事後確認が適正に行われておらず、支給過大となっていた。
建築都市部	支出	1	時間外勤務手当について、時間外勤務の事後確認が適正に行われておらず、支給過大となっていた。
計			2件